

学校いじめ防止基本方針

春日井市立東部中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、特定の教職員で抱え込むことなく、情報共有を図りながら学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、すべての生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくることのできる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒に「自己肯定感」や「豊かな人権感覚」を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育担当教諭・生徒支援担当教諭等で構成し、必要に応じて、SC、SSW等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・日頃から、学校におけるいじめの未然防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いの多様性を認め合い、「豊かな人権感覚」を醸成していく取組を進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、自ら考え判断する「自己指導能力」の育成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ すべての教職員が「被害生徒を守り通す」という姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW等の専門家や、警察署・児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への継続的なはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ いじめが犯罪行為として扱われるべきと判断した場合は警察署と連携して対処していく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」及び「春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

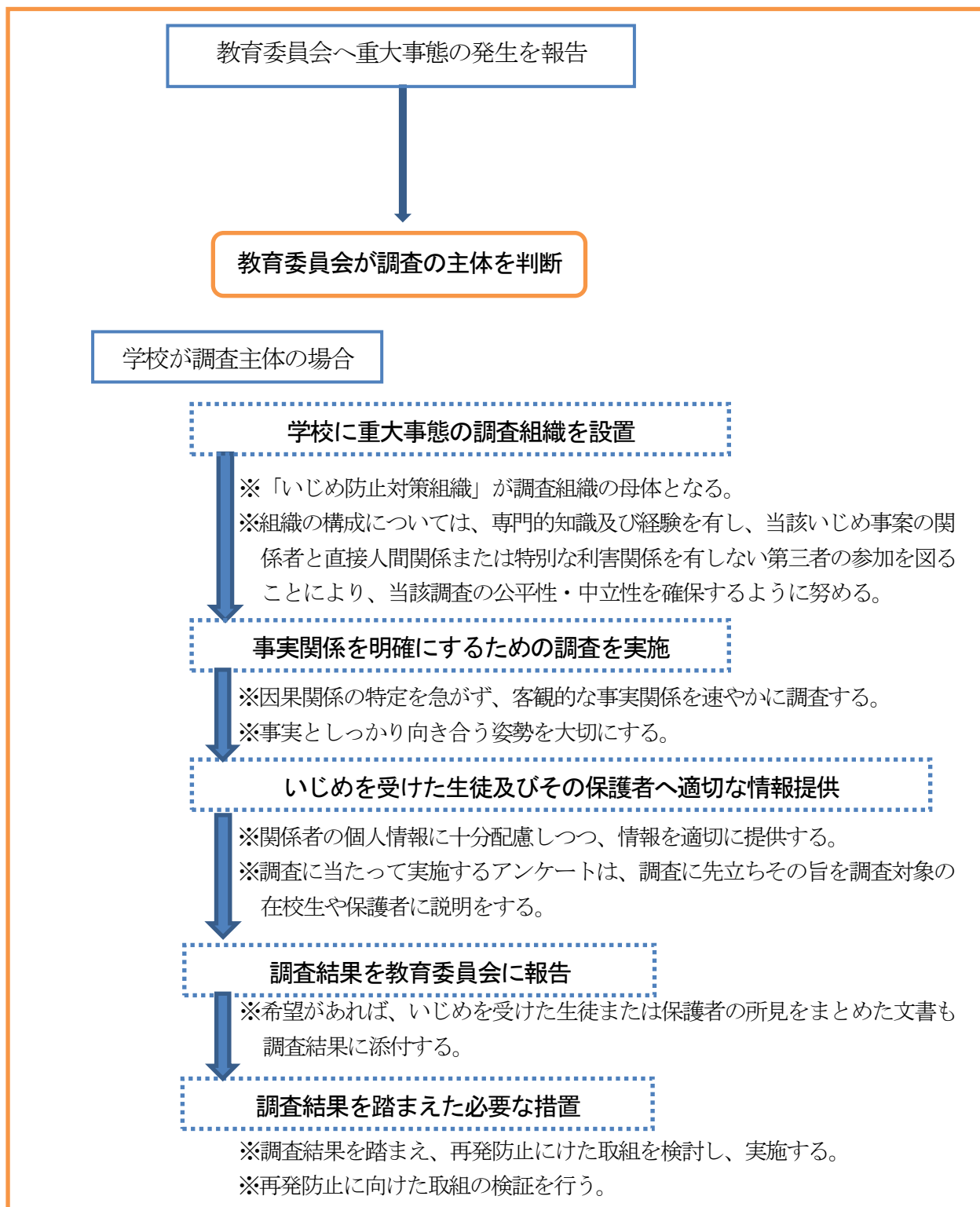
(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を適宜計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の共通理解を図り、資質向上に努める。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域等との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の共通理解	○SC、SSWの生徒・保護者への周知 ○学級開き・学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の公開、周知 ○育成会総会
5月	D	○野外学習（2年） ○情報モラル講話	○心のアンケート ○教育相談週間	
6月	C	○修学旅行（3年）		○教育後援会総会 ○地健連総会 ○親父の会 ○オープンスクール
7月	A			○個人懇談会 ○学校評議員会
8月		○中間評価→検証		
9月	P	○職場体験学習（2年）		
10月	D ○現職研修「生徒理解について」	○文化祭	○心のアンケート ○教育相談週間	
11月	C	○学校保健委員会 ○校外学習（1年）		○オープンスクール ○学校評議員会
12月	A ○職員・生徒・保護者による学校評価アンケートの実施	○人権週間（講話）		○親父の会 ○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	P	○保健指導（命の大切さ）	○心のアンケート ○教育相談週間	
2月	D	○職業講話会（1年）		○学校評議員会 ○学校関係者評価 ○親父の会
3月	C	○卒業生を送る会		
通年	A ○生徒理解についての研修と共通理解 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○ソーシャルスキルトレーニングの実施 ○情報モラル指導 ○道徳教育、体験活動の充実 自ら考え判断し、行動する「自己指導能力」の育成	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート ○心の天気	○SC、SSWとの連携 ○児童相談センター、警察署、市役所子ども関係各課との連携 ○育成会、地健連による見守り

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で情報共有・行動連携を図りながら、対応していく。